

国際知財司法シンポジウム2017

～日中韓・ASEAN 諸国における知的財産紛争解決～

国際協力部教官

横山 栄作¹

1 平成29年10月30日（月）から同年11月1日（水）までの3日間、弁護士会館2階講堂クレオ（東京都千代田区霞が関）において、「国際知財司法シンポジウム2017～日中韓・ASEAN諸国における知的財産紛争解決～」（略称J-SIP2017）が開催されました。

J-SIP2017は、法務省、最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットの6団体の主催により実施され、日中韓・ASEAN諸国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）という、いわゆる「ASEAN+3」と同じ枠組みにおいて、各国の知的財産関係紛争等処理している裁判官らが集い、知的財産関係紛争につき司法分野を中心に討議を行う初めての国際シンポジウムでした。

J-SIP2017開催の目的は、こうした討議等を通じて、知的財産関係紛争の解決に係る各国の法制度や法的課題に対する理解・共通認識が醸成され、それに伴って、ASEAN地域を含むアジア圏全体の知的財産関係紛争の処理能力向上に貢献することにあります。また、日本の法曹関係者や海外進出を考えている民間企業の皆さんなどに対しても、有用な情報を提供する機会になると考えていました。

プログラムの概要ですが、まず、初日である平成29年10月30日には、日中韓・シンガポールの裁判官及び弁護士による特許に関する模擬裁判が実施されました。

2日目の同月31日は、日本の裁判例に基づいた商標の事例を使って討議を実施しました。シンガポールを除くASEAN諸国を、メコン地域の5カ国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム）と島しょ部地域（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン）に分け、分科会形式でパネルディスカッションを行った上、統括パネルディスカッションを実施しました。また、法務省司法法制部が実施している調査研究に関する発表も行いました。

3日目の同年11月1日は、アジアにおけるビジネスと知財紛争をテーマにした講演や、特許の進歩性判断、商標の類否判断等に関するパネルディスカッションが実施されました。

いずれも、非常に中身の濃いものとなり、各国制度の相互理解が進んだものと思えますし、知的財産関係紛争の処理能力向上につながる内容でした。各プログラムの概要・

¹ 本稿において意見にわたる部分については、いずれも私見に過ぎません。

結果につきましては、担当された裁判官，弁護士の先生，特許庁の担当者の方々からそれぞれ御寄稿いただきましたので，ぜひ御覧ください。

加えて，3日間をとおして，のべ約1300人もの方々が来場してASEAN+3各国の裁判官による討議に耳を傾けておられ，終了後に提出頂いたアンケートには「参考になった」との意見が多数ありました。有用な情報を提供する機会にするという目的も達成できたといえ，J-SIP2017を実施しようとした目的は達成したといつてよいと思います。J-SIP2017がこのように成功裡に終わったことを，運営に携った一人として非常に嬉しく思っております。

2 ところで，私たち法務省法務総合研究所国際協力部では，ASEAN諸国のうち，特にカンボジア，インドネシア，ラオス，ミャンマー，ベトナムの各国にJICAの長期派遣専門家として検事を派遣するなどして各国の法制度整備支援を実施してきました。インドネシアではまさに知的財産制度に関する支援を実施していますし，ミャンマーにおいても，知財紛争解決の制度構築に向けて着々と活動を実施しているところです。

日本においてJ-SIP2017が開催され，成功裡に終わったことにより，日本を中心として，知財紛争解決能力の向上を目指そうという動き，ネットワーク化が進み，上記のような支援の輪が広がっていくことを期待しています。今後も，J-SIP2017の成果を活かしつつ，継続的にASEAN+3諸国での連携を深めていきたいと思ひますし，近い将来，J-SIP2017に引き続いてASEAN諸国における知財紛争解決に向けた連携を深めるような支援，会合を行うことにより，さらなる支援につなげていきたいと考えています。